

## 【清里チャレンジラボ 利用細則】

本細則は、「清里チャレンジラボ利用規約」（以下「規約」という）の補足として、利用に関する具体的な運用事項を定めるものです。規約と細則に矛盾が生じた場合は、規約の定めを優先します。

---

### 第1条（バックヤード設備の利用制限）

バックヤードに設置されている水道・流し台の設備は、**冬季期間中は凍結防止のため使用できません。**  
なお、冷蔵庫については、貸主への事前申請により利用できるものとします。

---

### 第2条（広報物の作成に関する取り扱い）

借主が独自にチラシ・ポスター・SNS 画像等を作成する場合、以下を必ず記載するものとします。

- (1) 貸主が指定するロゴマーク（NPO 法人清里観光振興会）
- (2) 「協力：NPO 法人清里観光振興会」
- (3) 「清里チャレンジラボ」
- (4) 市営西駐車場案内

ロゴデータ・表記ルールは貸主が提供します。

表記が適切でない場合、貸主は修正または配布停止を求めることができます。

---

### 第3条（電気機器・備品の利用）

持込電気機器の使用には貸主の事前承認が必要です。

備品使用後はすべて元の位置に返却してください。

---

### 第4条（音量・来場者対応）

大きな音、音響機器等の利用は貸主の判断で制限する場合があります。

来場者の迷惑行為（駐車・路上喫煙等）には借主が対応するものとします。

---

### 第5条（荒天・緊急対応）

災害・荒天等で利用困難と貸主が判断した場合、利用停止・変更を指示することがあります。

この場合の損害補償は行いません。

---

### 第6条（駐車場の利用）

専用駐車場は1台のみ利用可能とします。

その他の車両（スタッフ・来場者・借主関係者等）は、市営西駐車場を利用するものとします。事前告知チラシには必ず駐車場の案内表記をしてください。専用駐車場、市営西駐車場の場所については、別紙千草レイアウトをご確認ください。

---

---

#### 第7条（冬季期間における飲料水の確保 およびトイレ設備の管理）

冬季期間中は施設備え付けの飲料水が利用できないため、借主およびスタッフは飲み水を各自で持参するものとします。

また、トイレおよび手洗い場については、凍結防止のため閉店時に借主が水抜きを行ってください。利用時は開店時に水道の元栓を開栓することで使用できます。

管理方法については、貸主の指示に従うものとします。

---

#### 第8条（イーゼル看板の取り扱い）

営業中に設置するイーゼル看板は、閉店時に必ず室内へ収納してください。

---

#### 第9条（来場者カウント・ガレージマーケット販売管理・実績報告）

借主は、営業中の来場者（入店者）数をカウントし、利用終了時に貸主へ報告するものとします。

また、借主の業務に支障がない範囲で、貸主が運営する「清里ガレージマーケット」の販売管理業務を依頼する場合があります。

販売管理業務を行う場合、貸主は以下を借主へ貸与します。

- (1) 販売専用金庫（釣銭入り）
- (2) 売上管理リストまたは集計用フォーム

借主は利用終了時まで、以下を貸主へ返却または提出するものとします。

- (1) 売上金
- (2) 販売数および売上記録

来場者数および売上管理の実績報告は、貸主が指定する方法（紙面またはオンライン）により提出するものとします。

---

#### 第10条（細則の改定）

貸主は必要に応じて本細則を改定し、借主へ通知した時点で効力を生じます。